

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 3 条】(最低基準と里親)

里親は、最低基準を超えて、常に養育の向上に努めなければならない。

【第 4 条】(養育の一般原則)

委託児童の自主性の尊重、基本的な生活習慣の確立、豊かな人間性の及び社会性を養う。

また、研修を受け、資質の向上を図るよう努めなければならない。

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 5 条】(児童を**平等**に養育する原則)

委託児童の**国籍、信条、若しくは社会的身分**によって、自らの子と比較して、**差別**してはならない。

【第 6 条】(**虐待**等の禁止)

児童虐待、その他委託児童の心身に**有害な影響**を与える行為をしてはならない。

【第 6 条の2】(**懲戒**に係る権利の濫用禁止)

懲戒に関し、児童の福祉のために必要なときは、身体的苦痛を与え、人格をはずかしめる等その**権限を濫用**してはならない。

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 7 条】(教 育)

義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

【第 8 条】(健康管理等)

①常に児童の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

②児童への食事の提供は、栄養の改善、健康の増進を図るとともに、日常の食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 9 条】(衛生管理)

児童の使用する食器、設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

【第 9 条の2】(職業指導)

里親が行う職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより児童の自立を支援することを目的として、**児童の適性、能力に応じて**これを行わなければならない。

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 10 条】(養育計画の遵守)

里親は、児童相談所の養育計画に従って、
児童を養育しなければならない。

【第 11 条】(秘密保持)

里親は、正当な理由なく、業務上知り得た
児童又は家族の秘密を漏らしてはならない。

【第 12 条】(記録の整備)

里親は、児童の養育状況に関する
記録を整備しておかなければならない。

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 13 条】(苦情等への対応)

- ①里親は、養育に関する児童からの苦情、他の意思表示に対し、**迅速**かつ**適切**に対応しなければならない。
- ②里親は、養育に関し、知事からの指導、助言を受けたときは、それらに従って必要な改善を行わなければならない。

【第 14 条】(知事への報告)

里親は、知事からの求めに応じ、次の事項に関し、**定期的**に報告しなければならない。

- ・児童の心身の状況
- ・児童に対する養育の状況
- ・その他知事が必要と認める事項

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 15 条】(関係機関との連携)

里親は、児童の養育に関し、児童相談所、学校、他の関係機関と密接に連携しなければならない。

【第 16 条】(養育する児童の年齢)

- ①里親が養育する児童は、18歳未満の者とする。
- ②知事が必要と認めるときは、委託児童が満20歳に達する日までの間、養育を継続することができる。

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 17 条】(養育する児童の人数の限度)

- ①養育里親、短期里親、専門里親が、同時に養育する児童と、他の児童の人数の合計は、6人を超えることができない。
- ②専門里親が、同時に養育する児童の人数は、2人を超えることができない。

【第 18 条】(児童を養育する期間の限度)

- ①短期里親による児童の養育は、1年を超えることができない。ただし、必要と認めるときは更新できる。
- ②専門里親による児童の養育は、2年を超えることができない。ただし、必要と認めるときは更新できる。

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 19 条】(再委託の制限)

里親は、原則として、委託児童を他の者に委託してはならない。

【第 20 条】(職業指導に関する制限)

- ①里親は、職業指導里親の認定を受け、かつ、知事が職業指導が適当と認める場合に限り、義務教育を終了した児童を対象に、職業指導することができる。
- ②職業指導は、児童の同意を得なければならない。
- ③職業指導は、1年を超えて行うことができない。ただし、保護者、児相、児童の同意で更新できる。
- ④里親は、児童の労働力の搾取を目的として職業指導を行ってはならない。

里親が行う養育に関する最低基準

(平成14. 9. 5厚生労働省令116)

【第 21 条】(家庭環境の調整への協力)

専門里親は、児童相談所長が、児童家庭支援センター、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。